

## 公 告

このたび、佐賀東部3期地区を受益とする農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業 基幹水利施設保全型）を県営土地改良事業として施行申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第4項において準用する同法第85条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画概要に対して意見のある者は、意見書を提出することができます。

令和8年5月18日

佐賀東部土地改良区 理事長 徳川 博人



### 1. 縦覧に供する書類

県営土地改良事業農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業 基幹水利施設保全型）  
佐賀東部3期地区の事業計画概要書

### 2. 縦覧の期間

令和8年5月18日 ～ 令和8年6月15日

### 3. 縦覧の場所

佐賀市役所・神崎市役所・吉野ヶ里町役場・みやき町役場・上峰町役場  
大川市役所・久留米市役所

### 4. 意見書の提出方法等について

#### (1)意見書の提出先

①郵便 〒842-0053

佐賀県神崎市千代田町直鳥 1425-1

佐賀東部土地改良区 理事長 徳川 博人

②ファクシミリ 0952-44-3869

③電子メール sagatoubu@pearl.ocn.ne.jp

#### (2)意見書の提出期限

令和8年6月15日

#### (3)意見書の提出上の注意

①意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限りません。

②意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名および所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせて頂く場合があるため、お尋ねするものです。

③提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別に回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

④電話での意見はお受けできません。